



## 2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー (最新版)

### リチウム電池の規定に関する変更点 2016年4月1日より実施

1. UN 3480, PI 965, Section IA 並びに Section IB のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30% を超えた充電率 (State of Charge - SoC) で輸送の為に提供してはならない。所定容量の 30% を超えた充電率での輸送を意図する場合は、発地国政府並びに運送人の所属する国の政府の書面による許可がないかぎり輸送は認められない。

*Note: 所定容量を特定するための指針と方法は UN Manual of Tests and Criteria, 5th Revised Edition, Amend 1 and Amend 2, Section 38.3.2.3 (国連の試験と基準のマニュアル、第5改訂版、改訂1並びに2、Section 38.3.2.3)を参照のこと。*

2. UN 3480, PI 965, Section II のリチウム・イオン・セル及びバッテリーは、当該セル及びバッテリーの所定容量の 30% を超えた充電率 (State of Charge - SoC) で輸送の為に提供してはならない。

荷送人は一件の貨物として、Section II に従って設えた包装物を1個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに PI 965 Section II に従って設えた包装物を1個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには“OVERPACK”と言う文言が提示されていない。

3. UN 3090, PI 968, Section II について、荷送人は一件の貨物として、Section II に従って設えた包装物を1個を超えて輸送の為に供してはならない。

オーバーパックに PI 968 Section II に従って設えた包装物を1個を超えて収納してはならない。オーバーパックに包装物を収納したときは、本包装基準で要求されているリチウム電池取扱いラベルが外部から目視できるか、オーバーパックの外表面に貼り付けなければならない。オーバーパックには“OVERPACK”と言う文言が提示されていない。

4. PI 965 Section II 並びに PI 968 の Section II で従って設えた包装物を運送人に提供する時は、他の貨物と別けて搬入しなければならない。運送人に提供する前に Unit Load Device (ULD) 等に積み付けて搬入してはならない。

以上、述べた変更点の詳細は IATA 危険物規則書の第 57 版及び IATA Lithium Battery Shipping Guideline の第 3 版に補追版 (Addendum) として発行される。2016 年 1 月中旬には発行されると思う。

ICAO DGP/25 (国際民間航空機構の危険物パネルの第 25 回会議) の完全な報告書は、作業資料を含め、下記の ICAO のウェブサイト近日中に閲覧できる。

<http://www.icao.int/safety/DangerousGoods/Pages/DGP25.aspx>

質問のある方は、IATA 危険物チームもしくはキノシタ・エビエーション・コンサルタンツまで問い合せください。

[www.iata.org/lithiumbatteries](http://www.iata.org/lithiumbatteries) (IATA 英語)

[dangood@iata.org](mailto:dangood@iata.org) (IATA 英語)

[www.airtransport-tozai.com](http://www.airtransport-tozai.com) (キノシタ・エビエーション・コンサルタンツ  
日本語)

以 上